

電子契約書の取扱いに関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される電子契約と一体となす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者 発注者である知立市又は知立市水道事業をいう。
- (2) 受注者 知立市又は知立市水道事業との電子契約の相手方をいう。
- (3) この契約 この特約及び当該電子契約が一体となった全体をいう。
- (4) タイムスタンプ 電子契約サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。

(電子契約書の取扱い)

第3条 電子契約書の取扱いについては、電子契約書の規定にかかわらず、この特約を優先する。

- (1) 電子契約書は、電磁的記録により作成するとともに、発注者及び受注者が合意した後に電子署名を行うものとする。
- (2) 前号により作成された電子契約書については、電子契約サービス提供事業者が発注者及びその受注者の指示を受けて、電子契約サービスのクラウド上において発注者及び受注者双方が保有するものとする。

(契約の効力)

第4条 この契約は、電子契約サービス上におけるタイムスタンプの日時にかかわらず、電子契約書に記載された契約締結日以降であって前記タイムスタンプの日時以前に生じた事実又は行為等についても効力を有するものとする。